

新庁舎の建設を検討しています



築 39 年の迫庁舎

市では現在、市役所本庁舎の建設を検討しています。庁舎は市政全般にわたる行政の拠点であり、機能的で効率的な市民サービスを提供する場や「まちづくり」の核としての役割が求められます。現在の本庁舎機能は、迫、中田、南方に分散、老朽化や防災・災害対策としての機能不足などさまざまな課題を抱えています。それらの課題を解消するため、市では今後、新庁舎建設計画を具体的に策定するに当たり、市民の皆さまの声を聞きながら進めていきたいと考えています。今回は、現在の庁舎が抱えている課題と新庁舎建設に向けた基本理念、今後の進め方などについてお知らせします。

新庁舎建設の背景

検討開始の経緯

●市民の利便性を考慮
合併時の協議では「将来の新市の事務所は、新市において検討するものとする」とされました。また、新市建設計画でも「新市の本庁舎は当分の間、迫町役場に置くものとし、新たな庁舎の建設については行政運営の効率化や交通事情、他の官公署との関係について、住民の利便性を考慮し検討する」とされました。平成17年度に策定した登米市総合計画では「新庁舎建設は、行政機能の充実とともに、情報発信の場、市民交流の場

および災害時に対応する防災拠点などに配慮した検討を行い、市民の利便性を考慮し推進」としていました。しかし、合併後は、養護老人ホーム「きたかみ園」や消防防災センター、斎場(火葬場)、汚泥再生共同処理センターの整備といった、いわゆる広域4事業の実施や教育環境の整備、さらには、東日本大震災からの復旧・復興などを最優先に実施してきたことから、これまで本格的な検討は行われてきませんでした。

このような中、震災からの復旧・復興などへの取り組みに一定のめどが立ったことから昨年4月、庁内組織である「登米市新庁舎建設検討委員

会」および専門部会を設置、新庁舎建設の方向性について検討を開始しました。また、同年5月には現庁舎の現状を検証するため来庁者アンケートを実施しました。

庁舎の現状と課題

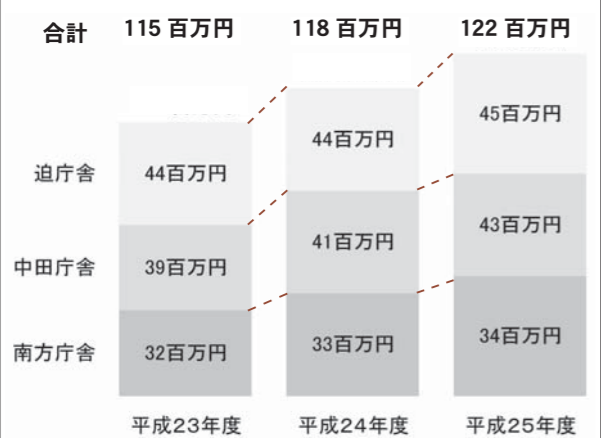
- 老朽化や分散化などの課題
- ①本庁機能がある庁舎の内、迫庁舎と中田庁舎については、施設・設備の老朽化が進んでいます。
- ②庁舎の分散・狭あいにより、市民ニーズへの迅速かつ十分な対応が困難となっています。
- ③災害時の拠点施設として、被害情報の収集や災害対策の

市役所分庁舎の現状

	迫庁舎	中田庁舎	南方庁舎
建築年	昭和 50 年	昭和 62 年	平成 16 年
経過年数	39 年	27 年	10 年
構造・階層	鉄筋コンクリート 3 階建て	鉄筋コンクリート 3 階建て	鉄筋造 2 階建て
延べ床面積	5,565 m ²	4,624 m ²	2,303 m ²
本庁機能	総務部、企画部、 会計管理室、議会 事務局、選挙管理 委員会事務局、監 査委員事務局	産業経済部、建設 部、教育委員会、 農業委員会	市民生活部、福祉 事務所
	194 人	228 人	143 人

※配置職員数は、平成 26 年 4 月 1 日現在で、特別職および臨時職員を含みます。

【表 1】分庁舎の維持経費の状況



※維持経費は、光熱水費・清掃業務・設備点検などの年間維持経費
※施設および機械設備改修費は含まれていません

り天井からぶら下がったりしているなど、執務環境に課題があります。

⑦既存庁舎の修繕や増改築で長寿命化などに対応する場合でも、近い将来、耐用年数を迎える庁舎については建て替えざるを得ない状態です。このことから、将来的な財政負担の軽減を図るため、合併特例債の活用を基本に検討する必要があります。

新庁舎建設の基本的な考え方

新庁舎の必要性

①利便性の向上
窓口でのワンストップサー

ビス(複数の行政サービス)を一つの窓口で受けることができる機能を実現し、行政サービスを向上させるには、分庁舎方式では限界があるため、総合庁舎方式での行政運営が必要で。また、高齢者や障がい者に優しく、誰もが利用しやすい庁舎にするためには、分散・老朽化した現庁舎では実現範囲が限定されま。新庁舎を建設し、市民皆さんの利便性向上を図る必要があると考えています。

②行政機能の一本化
多様な市民ニーズや行政需要の変化に対し、迅速かつ柔軟に対応するためには、分散している行政機能の一本化を図る必要があります。

③行政運営の効率化
行政事務のスリム化と効率化を実現するためには、職員間の意思統一と能率的な執務環境を整えた庁舎が必要であると考えています。

④防災拠点としての整備
東日本大震災の教訓から、庁舎は防災拠点として高度な耐震機能および耐火性、防火性を持ち、加えて自律性や指令中枢機能を備えることが必要であると考えています。

⑤将来的な財政負担
合併特例債の活用範囲が拡

新庁舎の基本理念

庁舎は市民に開かれたものであり、市民が気軽に利用でき、市民活動にとって大切な情報の受発信を導く身近な活動拠点となるべきです。現庁舎の現状や課題などを踏まえ「市民の笑顔が集う、まちづくりの拠点となる庁舎」を基本理念に、新庁舎建設に向けた基本方針を次の通りとしています。

- ①市民にとって、より利便な庁舎
- ②市民に開かれた交流拠点となる庁舎
- ③市民の安全・安心を支える庁舎
- ④人と環境にやさしい庁舎
- ⑤機能性と経済性に優れた庁舎

規模と建設場所

整備する新庁舎は、今後長期にわたり使用することになり、人口や政策などによって職員数の変動が考えられませんが、施設規模としてはおおむ